

関順也著

## 藩政改革と明治維新

一

十年一昔といわれる。戦後十年を経ていま

日本の現実の中でその日本の姿を適確に把握しようとする要請は、国際的な学問交流の影響もあつて、現代日本への出発点であつた明治維新をあらためて認識しようとする動きとなつて現われている。今年度の主要な歴史学会の意識がそれを端的に示しているといえよう。歴史学研究会が「時代区分上の理論的諸問題」の一環として、日本西洋史学会が「市民革命」を、社会経済史学会が「藩政改革と明治維新」を、それぞれ共通課題としたのがそれである。この社会経済史学会の共通課題と同一の書名で、今度関順也氏の著書が出版された。これは既に「山口経済学雑誌」や「経済論叢」に発表された論文を核として、その前後を書き加え体系化されたものであるが、とりあげられているのは明治維新の主導権を握つた西兩雄藩の一、長州藩である。尤

大な藩政史料を蔵した山口図書館毛利文庫の未刊史料を縦横に駆使し、地方史料をも加えて構成されたこの著書は、今や論議が集中されつつある明治維新研究に一つの礎石を築いたともいえよう。以下、その内容を紹介しつつ、二、三の私なりに感ずる問題点と見解を述べて書評にかえたいと思う。

二

本書はまず次のような構成からなつてゐる。第一章では「長州藩の基本体制」を、第二章では「近世中期の藩政改革」を、第三章で「天保一揆と天保改革」について述べて次第に本書の核心に迫り、第四章「明治維新期の基礎構造」及び第五章「地租改正の歴史的意義」で明治維新成立への分析を行い、その後の寄生地主制の展望にまで及ぶという構成である。「経済構造の特質と藩政支配関係の推転を統一的に把握」（はしがき、一頁）しようとは氏は意図され、とくに維新との関連に重点がおかれる。従つて分析の重点は当然幕末期、とりわけ天保以後に集中される。だから第二章は「天保改革の歴史的意義を正しくつかむため」に、「幕藩体制の一般

三

的原则ではなくて、村田清風の手本となつた宝曆改革、更には本百姓の一般的形成に即応して藩体制の方向を定めた享保改革を明らかに」（はしがき、二頁）するために提出されたものであり、更にその前提となる藩体制の基本的関係を理解しておくために第一章は設定されているのである。この第一章、第二章についても、例えば奈良本辰也氏以来の在郷家臣団の形成について、単に藩士の窮乏のみでなく、「給領主手作を背景に行われた」（一八頁）という興味ある問題などが提出されているのであるが、紙数の制限もあるのではあるが、ここでは割愛して、直ちに最も重点とされる第三章以下の天保以後の問題に入つてゆく。

まず第一点は、長州藩における幕末期のブルジョアの發展の評価の問題である。これについては既に奈良本辰也氏と古島敏雄氏とは全く対蹠的な評価がなされている（奈良本氏「幕末・小營業段階説」と私の立場）歴史学研究一四八号、古島氏「商業的農業の展開」。関氏は「後期の商品経済は農民的小商

評

書

品生産の發展と城下町商人に対する在方商人の成長の時代であつた」(五六頁)と、その發展の方向を認め、米・菜種・綿作及び木綿織に指標を求めて分析されているのであるが、結論とするところは、「封建貢租の圧迫をのがれて試みる農家副業にとどまり、貢租米の圧迫を排除して本田にも拡張していく程の強靱な商品作物の進展ではな」(七一―二頁)く、従つて、このような農民的小商品生産を基盤とした在方の問屋資本も、城下町特權商人に対してこれを排除する程には成長していないとし、天保改革で「藩権力の下に掌握され、其後も藩権力を積極的に排除して自由取引を全面的におしすすめんとする程に強靱な商品生産の進展はなかなかみられない」(七二頁)と評価される。実はこうした商品生産の發展の評価が、天保一揆の性格規定に微妙に反映する。

関氏は天保一揆の特徴を、惣百姓一揆と世直し一揆との区別できない密接なからみあいをもつている点に求められ、「天保一揆の段階では、全藩的にみれば、没落本百姓、貧農の世直し一揆が強く、小商品生産者層の上昇要求の強いのは瀬戸内諸村の一部に過ぎなかつた」(九八頁)といわれる。ところでこの瀬戸内諸村については、その先進地域とされる三田・山口においても商品生産者としての要求は「未だ強くない」(九四頁)という評価もあつて、やはり全体としては否定的傾向が強いといわざるをえない。この点、括弧つきではあるが商品生産者の農民層を主体とした反封建闘争の性格をこの一揆の基底にみようとする私の見解(「長州藩における天保一揆について」『社会経済史学』二一の四)とはやや異つていふと思われる。関氏も認められてゐるような「農民解放への方向の進んでいく」(九七頁)瀬戸内先進地域の意義をいかに捉えるか、そこに評価の相違が生れてくると考えられるが、もちろん私としても瀬戸内地帯の發展を手離して評価するわけでもないし、またその地帯のみで長州藩全体を評価しようとは考えていない。しかし、歴史を發展的に捉えようとする場合、やはり發展的方向を示すものの意義は大きいし、全体の中にそれを埋没させてはならないと思う。ましてやそれが後に尊攘運動の基盤となる地帯であるということを考えればなお更である。この商品生産の發展度及び一揆の評価のしかた

は次の藩政改革の把握とも関連する。第二点としての藩政改革についての関氏の見解は、戦後の維新史研究が天保期にその出發点を求め、天保改革のあり方の相違が幕府及び西南諸藩のその後の歩みを決定つけたと、なかでも長州藩は天保改革を契機として「絶対主義への傾斜」を示したというほぼ一致した見解に対して、むしろ周布派による安政五―六年の改革にそれを求めている点特徴的である。「天保以後三十有余年の烈しい展開過程をとばして、天保改革から直ちに明治維新に結びつける」(はしがき、二頁)従来の見解に対して、大きく修正を求めて安政改革の意義をほりおこした氏の功績は大きい。その点については私も同感であるが、次の二点について若干の異議がある。

(1) 安政改革の意義を高く評価する余り、天保改革の意義について、「本論においても敢えてそれを否定せんとするものではない」(一一〇頁)と断りながらも、「天保改革は、やはり幕藩体制の再編であつて、長州藩においても『絶対主義への傾斜』をはらんでいたから成功したのではなくて、その本質は水野忠邦の天保改革と異なるものではない」(一

一〇頁）といわれるのはどうであらうか。氏

のこの評価は安政改革との対比によると思われるが、更に氏の天保改革の分析が、村田清風という改革当事者の主観的史料に多く依拠しているからではないだろうか。問題は、その主観をこえた客観的意義の把握であり、それは先の商品生産の發展度及び一揆の性格ともからんでくるのであるが、改革当事者の主観をのりこえた方向が、たとえ端的にでもこの改革の中から汲みとれないであらうか。そしてそこに意義を認めていくことこそ、改革のもつ意義を發展的に把握するのではないだろうか。以後の安政改革の坪井・周布両派の改革も、その發展の線上で私は捉えたいと思う。それは次の点にも連なる。

(2) 関氏が安政改革で高く評価されるのは、周布派の安政五・六年の改革であり、その前の坪井派の物産取立とは「大きく相違する」（一二六頁）とされ、「幕末における二派の立場を最も明白に示すもの」（一二二頁）と把握されている。これは奈良本氏以来定説化されていた改革下士派對保甲閥派という平行線で天保改革以降の政争を把握する「防長回天史」的見解の継承といわざるをえな

い。私はむしろ周布派の改革の方向は、その前の安政二・四年の坪井派の改革によつて打出された積極的側面の継承として捉え、坪井派のもつ消極的側面が棟梨派（俗論派）に受継がれたものと考ええる。その点氏の旧稿においてはある程度認められていた坪井派の進歩的性の評価が（山口経済学雑誌、六の一・二、七一頁）、この著書ではわざわざ取り去られている点を私は残念に思う。

第三は尊攘運動の把握の問題であり、これは本書の基本的視角とも関連する。まず問題は「頭百姓」と氏の規定されるものである。これは「はしがき」で氏が、「本書で追求した主要問題は、幕末における中農層の成長とその成長度に対応した天保以降の藩政改革である」（一頁）といわれ、奈良本氏の郷土「中農層に対して持出されたものである。その概念内容の規定は、さまざまな形で随處になされているが、要は「既に寄生地主化した特權豪農商でもなく、小商品生産者としての惣百姓の先頭になつた」（はしがき、二頁）ものであり、牛馬をもつた手作地主であり（一一頁）、「小商品生産の發展を背負う富裕な中農層であり、農村の實質的な支配層」（一

一九頁）を指すものと思われる。

私がまず疑問に思うのは、氏の先にみたような商品生産の評価の中から、何故幕末期、とくに天保改革以降にこの「頭百姓層の上昇が目立つてきた」（一一五頁）のか。「幕末には小商品生産者としての成長が一般化」（一一九頁）という言葉だけでそれを説明されるのであらうか。単にそれだけでは、「藩政の成否は、上昇する頭百姓層を如何に把握するにかかっていた」（一一九頁）とされる藩政改革で、氏の強調される周布派の安政改革の対応体系がこの期に打出される基礎についての説得力は弱いといわなければなるまい。

一応それを認めたとして更に議論を進めていこう。尊攘運動の過程で、諸隊に対する協力にも限界がある程「農民の立場になつた」（一三五頁）このような頭百姓層が、なぜ「貧農の世直し」一揆を抑えることは出来ても、自らの力で百姓一揆を組織的に動員しうる程に強力ではない」（一三四頁）のか。氏の規定されるような頭百姓層であれば、農民指導の先頭に立ちうるのではないだろうか。そしてまた、氏はこの頭百姓層以下一般農民層の

改革派諸隊に対する従来の自主的積極性に対して否定面を強調される(一三四―七頁)。

私も、氏の規定されるような頭百姓層が改革派武士層と直結するとは思わない。氏のこの辺の説明になると、「大庄屋格の豪農層ではなく、庄屋格に上昇した頭百姓である」(一三四頁)とか、「豪農層と頭百姓の間(一三五頁)」(一三五頁)ものとか、単にそれまで氏の規定された頭百姓層の概念では把握しえない表現が、改革派武士との結びつきでチラチラしてきてとまどいするのであるが、氏が具体例としてあげられる大庄屋林勇蔵や庄屋秋本新蔵や、あるいは庄屋田辺嘉三郎の如き、いわゆる改革派同盟の中心となる層は、氏の頭百姓概念とはやや異つた意味をもつ豪農として捉えるべきではないだろうか(氏も豪農という言葉を用いられてはいるが、基本的には氏の豪農商は「村落農業を遙かに超えた特権的な商人高利貸的地主」(一四二頁・八八頁)として捉えられている)。すなわち、私のいう豪農とは、氏のいわれる頭百姓の性格を一面ではもちつつ、他方村落支配者のな藩権力末端に連なる存在として把握するのである。別言すれば、一面では生産者の側面を

もち、農民的商品生産の上のりつつも、他

面では藩権力の末端に連なつて次第に地主化への傾斜を示し、その限りでは一般農民層ないし没落農民層と対立するという矛盾する側面をもつた存在をいうのである。そして、藩政改革の諸過程は天保一揆的な中農指導の農村の危機は一応回避され、中農層の安定の上、没落貧農との対立を孕みつつもこの豪農の指導性が確立されるのではないか、というのである。そして、このような村落支配の頂点にある豪農による庄屋同盟が、対「俗論」派戦を挑む「正義」派の背後にあり、改革派同盟―庄屋同盟―一般農民層という形で農民の基盤を「正義」派↓倒幕派は獲得していつたのではないか、というのである。こうした矛盾を孕む中間項こそ、変革期の過程を構造的に把握する鍵だと考える。関氏が幕末内戦過程で、諸隊と農民隊とを明確に区別された分析は卓見と思うが、それと同時に政治過程とのからみあい把握する場合、やはり豪農的範疇(↓庄屋同盟)を折込んで考える方が具体的に理解されないうか。単にこれは長州藩のみの問題ではなく、維新史全体の一つの視点として設定しうるのはないかと考

えているのである。

第四点に移ろう。これは第五章の問題であるが、とくに地租改正に重点をさしほらう。山口藩の地租改正を関氏は、「全国地租改正の典型というよりも、最も例外的なもの」とみ、「農民的要望の上にたち、農民的土地所有の前進を示すものとして重要である」(一四〇頁)として把握される。「農村の支配力をもつ頭百姓層の動向が問題」(一五四頁)とされる氏が、「明治維新はこの中農の頭百姓層を把握して体制を固めたものであ」(一五〇頁)るとされる以上、「農民的土地所有」を強調されるのは当然であろうが、明治初年の脱隊騒動や一揆の場合においても、むしろ問題はいわゆる豪農層の動向なのであり(拙稿「明治絶対主義政権成立の一過程」歴史評論七五号)、事実地租改正においても、これらの豪農及び土族の問題をぬきにして「農民的土地所有」への前進と手離しで評価できるであろうか(もちろん、それは「領主的土地所有」に対する意味での「農民的土地所有」を否定しようという意味ではない)。具体的にはそれは次のような内容を含むものではなかつたのか。

一つは、版籍奉還に伴う給領家臣の知行地返上に際して、封建的領有権を吸収しつつも、「内祿の田畑山林」はそのまま認められて土族の地主的所有権が否定されていないということ（一五三―四頁）、そしてこのよう

な「内祿の田畑山林」をもつ土族は、長州藩においては決して給領主という一部の土族のみの問題ではなく、幕末改革派の武士をも含めてもつと一般的なお問題ではなかつたか、と考えることと関連する。言葉を換えていうならば、地租改正で広い意味での「農民的土地所有」を認めるということは、実はこうした土族の地主的土地所有をも認めることでもあり、それは領主的土地所有の一つの解体方式を示すものといえるであろう。

一方、この地租改正に具体的に抵抗を示しつつ実質的にそれを規定していく豪農は、既にある程度の地主化への傾斜を示したものであり、例えば林勇蔵にみられるように、「真の二州農民の総代」といながらも、その底には「地所を所有せる者」（藤井葆光編「大庄屋林勇蔵」一二二―三頁）としての意識がひそんでいるのであり、実取高調査の基準に小作料があてられる点も（二六一頁）、それ

と関連するであろう。だから、この地租改正は、こうした豪農の地主的土地所有を法的に確認して彼らを位置づけ、その後の寄生地主化を保証したといえるのではないだろうか。

とも（丹羽邦男氏「地主制創出の政治過程について」『明治維新と地主制』所収）、この辺から理解の鍵を見出しうるのではないだろうか。

#### 四

このようにみるならば、この地租改正は、土族の地主化という領主的土地所有解体のコースを内包し、結局のところ地主的土地所有へと定着するところのものであつた、といえないだろうか。もちろん、以上のことは封建的土地所有を一掃しようとする農民の闘争が存在しなかつたことを意味するものでは決してない。いやむしろ、そのような農民闘争が基底にひそんでいたからこそ、ともかくも領主的土地所有は解体されざるをえなかつた、といえよう。倒幕、そしてその後の明治初年の没落貧農を中心とした農民一揆の成果をそこによりとることができるのである。しかし、それは具体的歴史的諸条件の下では、以上みてきたような内容に定着せざるをえなかつたのである。地租改正を右の如くに把握するならば、単に閔氏のような評価のしかたでは、本質を見誤るように考えられるがどうであろうか。

以上、私の理解する限りで閔氏の見解に私見を対比してみた。私の誤解や理解の不十分さからとんだ非礼に及んで、日頃兄事する閔氏の労作に対して妄言となつた点が数多くあるのではないかとおそれている。この点深く御海容の程お願いすると同時に、「本書で企図したところは、長州藩は何故明治維新に挺身していつたかということのみであつて、長州藩の動きのみから明治維新全体の性格を結論することは出来ないし、またそのつもりではない」（はしがき、三頁）と謙虚にいわれる氏が、本書の成果を維新史全体の中に位置づけられる日一日も早からんことを心から期待して擲筆したい。（一九五六・七・二）

（有斐閣・昭和三十一年五月二十日発行・定価二五〇円）

——田中 彰——